

大阪府自殺対策基本指針の一部改正について（平成30年3月）【概要】

目標 「自殺者数の減少を維持」と「府内市町村計画の早期策定を支援」

- ポイント**
- 自殺対策基本法改正（H28.4）を受け、法律上の計画に位置付け
 - 目標を設定し進捗状況を確認（P D C Aサイクル）
 - 若年層（学生、生徒、妊産婦等）向け対策を推進
 - 計画期間を6年に設定（平成29年度～34年度末）

- 主な改正点**
- 平成29年7月閣議決定の自殺総合対策大綱を踏まえ、平成30年度中に府内市町村が自殺対策計画の策定を終えるよう、府の支援強化を明文化

第1章 自殺対策の現状と課題

○大阪府の自殺者の状況

- ・平成23年から毎年減少、平成28年は、全国で2番目に低い自殺死亡率
- ・40歳未満の若年層では自殺が死因の1位。原因・動機・職業が多岐にわたる

○大阪府の自殺対策における課題

- ・若年層、自殺未遂者、自死遺族への支援と関連機関の連携強化

第2章 自殺対策の基本的な考え方

○基本的な認識

- ・自殺は、様々な要因が背景となって、心理的に追い込まれた末の死

○基本的な方針

- ・「包括的な支援」「総合対策」と位置づけ、全ての府民にとっての生涯を通じたこころの健康問題として、段階に応じて取り組む

第3章 自殺対策の重点的な施策

各部局における取組みを、

「実践的な取組み支援」「実態把握」「普及啓発」「人材養成」「ストレス対応」「受診促進」「相談支援」「未遂者支援」「自死遺族支援」「公民協働」の10のカテゴリリーに再編

第4章 自殺対策の推進体制

○大阪府における推進体制

- ・こころの健康総合センターに、自殺対策の中心的役割を果たす「自殺対策推進センター」を設置
- ・保健所が中心となって地域のネットワークを構築

○市町村における連携・協力体制

- ・住民に身近な団体として、地域の関係機関との連携・協力体制を支援